

令和5年度第1回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和5年7月11日(火) 19:00~21:30

2 場所 松江市役所 本館3階 第2常任委員会室

3 出席者

(1) 委員 出席12名、欠席3名

- ・出席：京分科会長、安部委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、高橋委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、毛利委員、森脇委員
- ・欠席：奥村副分科会長、石飛委員、深貝委員

(2) 事務局

- ・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、(障がい者福祉課)有間課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、山本審査リーダー、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、(家庭相談課)石倉課長、(松江保健所心の健康支援課)高野課長
- ・こども子育て部：桑原こども子育て部次長、(こども家庭支援課)峯課長
- ・教育委員会：(発達・教育相談支援センター)山本所長、(図書館事務局)小林事務局長
- ・松江市社会福祉協議会：(生活支援課)池田課長
- ・基幹相談支援センター：浅津センター長
- ・機能強化事業所：(厚生センター)桑嶋相談支援専門員、(さくらの家)山本相談支援専門員、(よもぎ)曳野相談支援専門員、(わかう)福田相談支援専門員

4 議題

- (1) 令和4年度(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間)の各種サービス・事業実績報告
- (2) 各種連携会議、検討チーム会議の状況について
- (3) 松江市失語症者支援センターの設置
- (4) 日中サービス支援型グループホームの実施状況
- (5) 地域生活支援拠点の検討について
- (6) 第7期松江市障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について
- (7) その他

5 会議経過

**【開会】**

○有間課長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、令和5年度第1回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。本日は、お仕事等でお疲れのところ、遅い時間からの会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、障がい者福祉課の有間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。最初に、本日の会議の出欠状況ですが、奥村副分科会長、石飛委員、

深貝委員が所用等により、ご欠席ということでございますので、ご報告いたします。また、高橋委員は遅れてご出席との連絡があった事を報告いたします。

#### 【分科会委員の交代】

○有間課長 続いて、2の「分科会委員の交代」についてですが、前回の分科会以降、異動等による交代で新たに委嘱させていただいた3名の委員の皆様をご紹介します。まず1月交代の方で、松江市民生児童委員協議会連合会の深貝委員ですが、本日はご欠席でございます。続いて4月交代の方をご紹介します。島根県中央児童相談所の石飛委員ですが、同じく、本日は、ご欠席でございます。次に、島根県立松江養護学校の勝田委員です。よろしくお願いいたします。

○勝田委員 今年度から委員となりました島根県立松江養護学校の勝田と申します。在校生、卒業生、教職員が、大変関係者の方にお世話になっております。よろしくお願いいたします。

○有間課長 どうぞよろしくお願いいたします。続いて、3「協議事項」からの審議に移りますが、本分科会は、運営規程第4条第1項の規定により分科会長が議長となることとなっております。これより後は、京分科会長に進行をお願いしたく存じます。京分科会長、よろしくお願いいたします。

○京分科会長 京と申します。今回も色々な議題を用意されていますので、皆さんからご意見を頂戴出来ればと思います。それでは、進行させていただきます。みなさまどうぞよろしくお願いいたします。審議に入ります前に、まず本分科会につきましては、松江市情報公開条例及び審議会等の公開に関する要綱の規定により原則公開となりますが、本日予定されている項目の中で非公開の基準に当たるものがありますか。

○曾田係長 松江市障がい者福祉課の曾田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。非公開の基準に該当する事項はございません。

○京分科会長 それでは本日の分科会は、公開の取扱いとします。

#### 【(1)令和4年度(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間)の各種サービス・事業実績報告】

○京分科会長 それでは次第によりまして、3「協議事項」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○仲田係長 障がい者福祉課の仲田と申します。資料1-②の令和4年度の各種サービスの実績報告をさせていただきます。まず、こちらの表には記載しておりませんが、全体のサービスの支給決定者数を報告させていただきます。障がい者総合支援法によります障がい福祉サービスは、令和4年度末で2,529人の利用がございました。前年度末から比較しますと42名増であり、微増となって

おります。児童福祉法による障がい児通所サービスは、令和4年度末で690人と、前年度末から39名増となっており、数年増加傾向が続いている状況でございます。

それでは、資料①-1に基づいて2022年度のサービス別実績を報告させていただきます。まず、訪問系から相談支援までの自立支援給付については、見込値に対して、全体的にはほぼ同数からやや下回る結果となっています。また、今年度実績と昨年度実績を比較しますと、個々の実績については訪問系・居住系・相談支援までの障がい福祉サービスは、全体的には横ばい傾向であります。日中活動系の就労支援B型については年々増加傾向にあります、これは毎年新規事業所の指定がいくつかあり、それも大きな要因と考えております。それと、昨年度もそうでしたが、同じく日中活動系の短期入所については、コロナの影響もあり利用者数がかなり減少しております。ただ、短期入所につきましても今年度に入ってから、利用者数について元に戻りつつある傾向ですので、今年度以降、徐々にではありますがコロナ禍前の状況になりつつあると考えます。

続きまして、児童福祉法による障がい児通所サービスについてですが、放課後等デイサービスの利用が年々増加しております。これに伴い、障がい児相談支援も増加しております。この傾向は、数年間続いておりますが、これは単純に事業所数が増えたことによるものと、幼少期からの定期健診、エスコの関わり、基幹相談支援センター絆作成のパンフレットなど、通所サービスが浸透してきている結果であると考えております。以上、サービス状況をご報告させていただきました。

○曾田係長 障がい者政策係長の曾田と申します。続いて地域生活支援事業の実績について、裏面の資料1-②をご覧ください。まず地域生活支援事業とは、先ほどの自立支援給付と同じく障がい者総合支援法に規定する事業でございます。障がいのある方が、自立した生活を営むことができるよう、地域の特性に応じて、各自治体で柔軟に実施できる事業であり、国、県の補助金をいただいて実施しております。表の左側に記載する事業が地域生活支援事業の個別事業となります。かいつまんで報告いたします。

まず、3の(1)障がい者相談支援事業でございます。基幹相談支援センターの欄ですが、令和4年4月に基幹相談支援センター絆を設置しましたので、実績を「有」としております。

その2つ下の(3)住宅入居等支援でございますが、目標「有」に対して実績は「無」としてしております。この事業は、アパートなどの入居について、保証人がいないなどで入居困難な方への入居支援を行う事業です。そのような相談に対しては相談支援の中で対応しておりますが、国県の補助事業である住宅入居等支援事業としては実施していないことから「無」としてしております。実際の支援は、相談支援に含めて実施しております。

続いて、6の意思疎通支援事業です。まず、(1)手話通訳者等の派遣事業でございます。派遣件数が比較すると減っております。記載はありませんが、詳細の実績では令和4年中の利用が少ないですので、コロナによる外出控えが影響していると考えています。

続いて、その下の(3)失語症意思疎通支援者派遣事業でございます。このことについては、この会議の後の項目で説明しますが、令和4年12月に松江テルサに松江市失語症者支援センターを設置し、失語症者の外出や、当事者団体の集会時に行うコミュニケーション支援として、市

で養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣するものでございます。この事業については、現在の障がい福祉計画の中で目標設定がございませんので、支援者の派遣回数の実績として、団体派遣と個人派遣の合計値を記載しております。

その他として、全般的に実績値はコロナ前の状況に戻りつつあると考えておりますが、10の地域活動支援センターの利用人数は例年より少なくなっております。このセンター事業は日中の居場所の提供ですが、自分のペースで活用できる事業でございますので、コロナの影響での減少だと考えています。

以上、簡単ではございますが、地域生活支援事業の報告とさせていただきます。

○京分科会長 ただいま事務局から報告のありました、令和4年度の各種サービス・事業実績報告について、ご意見、ご質問等ございますか。ご質問がないようですので、次に移ります。

#### 【(2)各種連携会議、検討チーム会議の状況について】

○京分科会長 次に、(2)各種連携会議・検討チーム会議の状況について、事務局より①から③まで順に説明をお願いします。

○曾田係長 まず、検討チーム会議や連携会議といった会議体についてですが、個別課題について具体的に議論を行うために設置をした、分科会の下部会議となります。

最初にご報告する就労支援検討チームは、主には一般就労への移行支援についての検討、取組みを行っています。それではまず、就労支援検討チームの取組状況について報告いたします。就労支援検討チームにつきましては、昨年度8月の分科会以降、今年の1月と、また関連するサブチームを5月に開催しております。この間のチームの取組として、(1)から(3)まで記載しております。

まず、(1)企業と就労支援事業所の意見交換会を今年2月に実施しました。障がい者雇用に関心や課題がある3つの企業と、就労移行支援の3事業所に参加いただき、現場の現状や課題などの意見交換を行いました。参加された方からは、この会について概ね良い感想をいただいております。可能ならば今年度も行いたいと考えています。なお、実施にあたっては、市と包括連携協定を締結している島根労働局様の協力をいただいております。共催という形で行いました。

続いて、(2)ですが、令和元年度に市で作成した就労に関するガイドブックの改訂作業を行っております。完成しましたら、市の窓口や関係機関の方へ提供いたしますので、活用していただければと思います。

続いて、(3)就労アセスメントワーキングチームの実施です。まず就労アセスメントとは、一言いって就労能力の評価のことです。現在、当事者が就労継続支援A型、B型などを利用する際に、就労移行事業所や就労継続支援事業所が本人の能力をアセスメントという形で評価しています。この就労アセスメントについて、令和3年度と4年度に、秋田大学が厚生労働省の補助金を得て研究を行っておられまして、全国いくつかの地域でのアセスメント見直しの取組について、情報収集を行われていました。対象地域の1つでありました松江地域では、松江障がい者就業・生活支援センターぷらすが研究に協力されておりましたが、そこから市にも声掛けをいただきまして、就労支援検討チームにて取組に協力しておりました。その一環で、令和4年度は就労ア

セスメント連続セミナーを市共催で行ったところです。そもそもこの秋田大学の研究ですが、これは令和4年度の障がい者総合支援法の改正により、令和7年12月までに施行される予定である新制度の就労選択支援を見据えて、各地の情報を収集するものでありましたが、令和4年度で研究事業は終了しました。研究が終わった以降、松江地域の独自の取組として、スタート時期は未定ではありますが、新制度を見据えて、新しい就労アセスメントをモデルケースで実践し、効果的なアセスメントを行うための手法や連携の仕組みを検討していくこととし、就労支援検討チームの了解を得て、下部チームとして就労アセスメント検討チームをつくったものでございます。順番が前後いたしますが、新制度の就労選択支援とは何かということでございます。詳細はまだ厚生労働省で検討中のようなのですが、概要の絵をつけております。本来就労アセスメントは、本人の能力を評価して、一般就労、A型、B型に振り分ける意思決定につなげていくものですが、現状では、B型利用、A型利用などの結論ありきで行うアセスメントに陥っているという課題が全国的にはありまして、このことに対して国が法改正により制度の変更を行うものです。詳細はこれからですが、特徴としては、就労アセスメントを行う専門の事業所として就労選択支援事業所の創設、アセスメントの結果をもって進路を決める流れの明確化、また評価は事業所単独で行うのではなく、多機関が連携して行う仕組が取り入れられるということのようです。この新制度に対応するためにも、サブチームを立ち上げてノウハウを積んでいく取組を行うものでございます。メンバーは裏面の通りですのでご覧の上、ご承知ください。

続きまして、(4) その他の取組として、ハローワーク松江と共催で事業所支援ワークショップの開催、また農福連携について県から協力依頼がありましたので、協力していく方向としております。

続いて、相談支援の課題を検討する相談支援検討チーム会議です。3月に開催しまして、市が作成する計画相談支援のマニュアルについて、相談支援事業所のみなさんの協力を得て改訂していくこととしています。また昨年度、相談支援事業所連絡協議会が月に1回、連絡会を開催されている中で、相談支援に関するアンケートを行われ、業務効率化や困難事例へのアドバイスの必要性などの課題が上げられておりましたが、今一度整理の上、市やチーム会議でできることについては対応していくこととしております。

続いて、最後の米印に記載していますが、新型コロナに対応するための感染症対応検討チームを相談支援と同じメンバーで構成しております。新型コロナウイルス感染症は5類に移行したことや、各事業所もこれまでの感染対応の経験を踏まえ、適切な対応がとれるようになっておりますので、今後の状況を踏まえながら、相談支援の方に統合したいと考えております。大変長くなりましたが、説明は以上です。

○仲田係長 障がい者福祉課の仲田です。私の方から、資料②-2の地域移行・定着・包括ケア連携会議の今後の取り組みについて説明させていただきます。連携会議については、令和5年6月に開催しております。議題については、地域生活支援拠点の整備についての取組と、日中サービス支援型グループホームの報告、評価の二点を議題に開催しました。

まず、地域生活支援拠点の整備についての取組についてですが、委員の皆様にご地域生活支援拠点の目的、基本的な機能の内容、今後の基本的な考えなどの説明を行いました。その中で、今後の地域生活支援拠点の整備に向けた進め方としまして、連携会議のサブチームとして地域生活支援拠

点検討ワーキンググループを作り、そのワーキンググループで素案を作成して進めていくことを、委員の皆様にご承諾を得たところです。ワーキンググループのメンバーについては、障がい者福祉課、家庭相談課、絆、相談支援事業所、短期入所事業所を予定しております。ワーキンググループで作成した素案については連携会議での意見を伺いながら了解を得たうえで、障がい者福祉専門分科会に適宜報告し、承認を求めながら進めてまいります。なお、この地域生活支援拠点については、本日の分科会の協議事項（５）にて詳しい内容をご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、日中サービス支援型グループホームの報告、評価についてですが、この日中サービス支援型グループホームについては、定期的に事業の実施状況等を報告し、障がい者福祉専門分科会から評価を受けるとともに、要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされています。今回、令和４年４月にグループホームこだまが開設されて１年が経過しましたので、事業者である特定非営利法人こだまより、事業報告をいただきました。その事業報告に基づいて、評価結果の案を作成しましたので、本日の分科会の協議事項（４）にて、詳しい内容を説明した上で、分科会からの評価及び必要な要望、助言等をお伺いすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。私の説明は以上となります。

○村田係長 障がい者福祉課の村田と申します。私の方から、障がい児支援連絡会議について説明させていただきます。連携会議につきましては、令和４年度についてはコロナ禍という事がありまして、会議自体は未開催であります。ただこの間において、不登校や子供、若者支援に関する情報提供が窓口や施設等にございましたので、基幹相談センターで相談できる事の情報提供を実施いたしました。また、教育と福祉の連携についての会議は未開催ではありますが、対応について内外で情報共有をさせていただきました。

次に、教育と福祉の連携について、放課後等デイサービス等の福祉スタッフの方にもご参加いただき、児童クラブのスタッフと一緒に研修を実施いたしました。令和４年度については、３回実施いたしました。令和５年度については、第一回目を６月１５日に開催しました。研修の感想として、児童クラブ等、立場の違う中で意見交流が出来た事は良かったとの感想をいただきました。資料には記載していませんが、７月５日に障がい者福祉課、発達・教育相談支援センター（エスコ）、放課後等デイサービス事業所とで教育と福祉の連携についての意見交換を実施しました。放課後等デイサービスから、教育と福祉の連携がうまくいかないケースがあるとご意見があり、意見交換会を実施し、不登校児の居場所として放課後等デイサービスを利用されている状況がある一方、不登校児を再度通学させるための、学校側の取り組み等の対応が鈍いとのご意見をいただきました。こちらに関しては、先日の意見交換を踏まえまして、発達・教育相談支援センターの周知や、教育の連携については、今後エスコ側で校長会での周知や教員向けの研修会を検討いただく予定です。私の説明は以上となります。

○京分科会長 ありがとうございます。それぞれ状況をご報告いただきましたが、まず資料２―①の就労支援検討チームの取組状況について意見・ご質問等ございませんか。あれば、事務局の方からご回答をお願いします。小田川委員、何かございますでしょうか。

○小田川委員 資料2-①の3、(1)と(2)に関わらせていただきました。企業と就労支援事業所の意見交換会については、障がい者の就職支援の一環として、市とハローワークで締結した雇用対策協定により共催で実施しました。障がいのある方を一般就職に結びつける流れの中で、抱えている課題や感じていることについて、就労支援事業所と雇用されている企業側での意見交換を行いました。それぞれの事業所や企業との間であまり接点がなかった中で、意見交換会を通じての橋渡しや情報共有が出来る場は有効だと感じました。効果的に実施することも大事だと思いますし、今後、年一回は開催があっても良いと感じました。

また、まつえ障がい福祉ガイドブック就労編について、昨年度末に松江市から改定作業の案内をいただきました。前は令和元年度の内容でしたので、そこから制度が大きく変わったところがあり、作業にお時間をいただいて、先般6月下旬から7月上旬に最終の改定案を松江市の方へお返しいたしました。今後、市役所を通じて市内の各事業所に改定後のガイドブックを提供できるかと思えます。今後、障がい者雇用率が現行から段階的に上がっていく中で、ハローワークとしても事業所や企業への情報提供、周知啓発を分かりやすく伝える事が重要ですので、制度について分かりやすくまとめてある、このガイドブックも活用していきたいと思えます。

○京分科会長 具体的なお話をいただき、ありがとうございます。ほかにご意見等ございませんか。長澤委員、何かございますでしょうか。

○長澤委員 身障者福祉協会の長澤と申します。資料2-①、3の(3)の二番目と三番目の項目について、今の支援体制と研究が令和4年度で終了したとの事であり、障害者総合支援法の改正により令和7年度の12月までに次の制度が施行されるとありますが、その施行まで休むことなく、三番目の項目にある新体制を作って活動していくという事でしょうか。

○曾田係長 施行の期日はまだ明らかではありませんが、基本的に新体制までは期間を空けず、ノンストップでやっていきたいと思っております。主に実施しようと思っている事は、新しい制度を見据えてモデルケースを作ってみて、ある程度、新制度を予測しながら評価する手法をとっていかうと思っております。また、新制度がスタートした以降も、松江市の地域の中でしっかり定着できるように、メンバーでの取り組みを続けていかうという考えであります。

○長澤委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○京分科会長 他にご意見等ございませんか。

○毛利委員 島根県知的障害者福祉協会の毛利と申します。私も就労選択支援について聞きたいのですが、方向性として、この制度が新設されてアセスメントの所を特化して実施していく事になれば、現状行っている就労移行支援でのアセスメントは行われなくなる方向性なのか、これから決まることかと思えますが知りたいと思っております。事業運営者としては経営判断にも関わってきますので、情報を密に発信していただきたいです。

○曾田係長 情報が入り次第、その内容を整理してお知らせをしていきます。

○京分科会長 他にご意見等ございませんか。

○貝谷委員 島根県精神保健福祉士会の貝谷と申します。2点お聞きしたいです。1点目は、資料2-①の3(1)と、(4)の①にあるそれぞれの意見交換会を踏まえて、課題や意見をどう共有とかフィードバックされているのか、また、今後繋がっていくような具体的な支援や施策をお聞かせください。2点目は、米印の感染症対応検討チームについて、今後、状況を踏まえ相談支援検討チームに統合する方向との事ですが、今年度中に各事業所がBCPを作ることになっており、感染症に関してもBCPに含まれてくるのかなと思います。各事業所がBCPに沿った訓練等を行っているかについて、障がい者福祉課でも実地指導等で個別に確認をしていくと思いますが、どうしたら良いのか、これで良いのかなど、BCP全般に関しての相談であったり事業所のバックアップ体制みたいなものがあったらいいかなと思います。そう思うと、コロナが変わったから統合して良いという事にしても良いのだろうかと思っています。

○京分科会長 ありがとうございます。一つ目のご質問に対して、具体的にどのようなご意見があったのか、また、それに対して今後どのように対応していくのか、その道筋について、市の考えがあればお聞きしたいと思います。

○曾田係長 企業と就労支援事業所の意見交換会の取り組みについてですが、現時点で次につなげる形はできておりませんが、まずはお互いを知り、繋がりができればという思いで開催したところです。ここでの話し合いを踏まえて、こういう事ができたらいいねという結論の導きとか、現実的にできそうなものであれば次に繋げることもできたら良いと考えてはいますが、今回はそこまでいかない、一つ手前の場で留めたところがございます。意見交換会で出たご意見の例として、企業からは、雇用する中で色々な障がいに対して、ある程度一人ひとりに沿った配慮を整えていかないといけないが、企業として頑張るけれど、中々大変であるとの意見がありました。また、就労事業所からの意見で多かった内容は、実習先の確保が一番の課題であるとの意見が多く見受けられました。

○京分科会長 ありがとうございます。二つ目のご質問に対して、市の考えをお願いします。

○曾田係長 二つ目のご質問についてですが、感染症対応検討チームについては、今後の状況を踏まえて統合する方向であると説明させていただきました。元々このチームは、新型コロナウイルス感染症が事業所等で発生した際の対応を話し合う仕組みで作った所でございます。これまで開催した中では、BCPについて話が及ぶようなことはありませんでした。ただ、統合するかどうかについてはご意見を踏まえて考えていかなければいけません、分科会の下部チームとしては臨機応変な動きができればと思っています。例えば、BCPの事でお互いに共通の課題があり、関係者が集まって何か一つでも解決する可能性があるならば、それに特化したチームを作る事はいい事だと思いますし、



BCP のテーマに限らず、他のお題を市や事業所等でチームを組んで、一緒に考えていけたら良いと思っています。

○京分科会長 ありがとうございます。情報をどう共有していくのか、どう歩いていくのか等の継続が大事だと思いました。引き続きの取り組みをお願いします。

次に、資料 2-②の地域移行・定着・包括ケア連携会議の今後の取り組みについて、ご意見やご質問等ありますでしょうか。

○武田委員 手をつなぐ育成会の武田です。6月13日にあった日中サービス支援型グループホームの報告、評価に参加した時にも発言した内容ですが、会議当日は、グループホームこだまが事業所内で行っている事例等の報告がありました。島根県で初めての立ち上げとなるグループホームでしたが、図面と計画書だけを見せられて許可を出すということで、自分達は現場に行かなくていいのかと思いました。開所時はコロナ禍だったため、現場に行く事が難しかったと思いますが、6月13日に報告がある事、また報告は年に1回以上あるということを知り、なぜ事前に現地へ視察に行っていた旨を言わなかったのかと事務局へ言わせていただきました。現場を何も見ていない、詳しく分からない状態で認可するのはドキドキしました。また、地図を見て気づいた事として、近所に一般の住宅がない中で「地域」という言葉に疑問を感じました。現場の視察をしていない人から見聞きしても、何も分からないだろうなと思います。評価することは難しい事ですが、今後報告等があるならば、委員の方が責任を持って視察していただく事を事務局から伝えてほしいです。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。新しく始まった事業で、なかなか実態が見えにくいところもありますので、審査や評価を出す際には、資料だけではなく、実際に委員の皆さんが目で見、肌で感じる機会など設けていただければと思います。是非、ご検討をお願いします。

続きまして、資料 2-③の障がい児支援連携会議について、ご質問等ございますか。高橋委員さん、教育と福祉の連携について情報提供がございましたか。

○高橋委員 放課後等デイサービス事業所連絡会の高橋と申します。市内の放課後等デイサービス事業所を対象として、令和4年度11月14日から12月16日までの期間に教育と福祉の連携についてのアンケートを行いました。40件ほど送付して、33件の回答がありました。アンケートを実施した理由としては、学校との連携や相談支援員との連携、また行政にも現状を分かってほしいとの思いで実施しました。アンケートの中で一番多く出た回答としては、不登校や行き渋りについての意見が寄せられました。保護者からの子どもが学校に行かないという相談を最初に受ける場所は放課後等デイサービスであり、これに事業所も困っているということが分かりました。この調査結果は、障がい者福祉課や相談支援事業所にも持って行かせていただきました。また、先日の7月5日に、放課後等デイサービスの情報交換会で主に動いた3名と、障がい者福祉課の皆さん、エスコの所長も交えて、アンケート結果を踏まえた話し合いをさせていただきました。今後、こんな風に連携していけたらいいなという話し合いをしましたが、今実際に困っている子どもたちや家庭について、具体的にどう連携して動いていくかということが進めば良いなと思っています。

○京分科会長 ありがとうございます。教育の現場において、今の話を踏まえてどう歩み寄れるのか、困っている子どもたちやご家族に対してどう向き合っていけるのかご意見をお聞きしたいのですが、勝田委員いかがでしょうか。

○勝田委員 松江養護学校の勝田です。教育と福祉の連携についてのお話を聞かせていただきました。日々の学校での業務をこなす中で、これまで福祉との連携という面では、正直言って中々時間が取れないこともあり、全員が上手くできていたとは言えませんが、教育の現場においても色々な面で福祉との連携は大切であり、しっかり取り組むことが大事だと感じているところです。

○京分科会長 ありがとうございます。他に、ご意見等ございませんか。

○長澤委員 先程、勝田先生から話がありましたように、教育の立場でも色々と努力をしていただいております。連携する事も必要ですが、連携する事それ自体が目的ではなく、学校に行っていない子どもたちが何に困っているのか、それを解消してあげることが一番大事だと思います。何に困っているのか、それがすぐには見つからないかもしれませんが、取り組みを留めることなく続けて子どもたちに寄り添って、教育と福祉それぞれの立場で連携を取りながら、少しでも解消していけたら良いと思います。

### 【(3) 松江市失語症者支援センターの設置】

○京分科会長 貴重なご意見をありがとうございます。長澤委員のご意見に同感いたします。皆さんそれぞれの立場ですごく努力をしてくださっていますので、少しずつでも、歩み寄れる所は歩み寄っていただきたいと思います。ただ、教育と福祉の連携という言葉を聞くと、連携が上手くいっていないという意見をたびたび聞くことがありました。苦しんでおられるお子さんやご家族のためにも、歩み寄ることが大切ですし、それぞれの情報の共有が大切だと思いますので、そういう取り組みをしていただきたいです。厚生労働省からも教育と福祉の連携が課題という事を明確に打ち出している中で、将来的にも松江が連携の最先端の形になっていけることを期待しています。不登校や行き渋りのお子さんを防ぐためにも、協力した取り組みを続けていき、また今後もこのような場での状況の報告や話し合いの機会を持てれば良いと思います。

次に、(3) 松江市失語症者支援センターの設置について、事務局より説明をお願いします。

○曾田係長 続いて、私の方から松江市失語症者支援センターの設置について報告させていただきます。ご承知の方も多くいらっしゃると思いますが、令和4年12月に松江テルサの中に「松江市失語症者支援センター」を失語症の方の意思疎通支援の拠点として設置いたしました。その内容について、報告するものでございます。まず1の経緯に、センター設置の経緯の概要を記載しております。平成30年度に松江市が中核市となったことで、国の補助事業である地域生活支援事業において、失語者向けの意思疎通支援者を養成が権限としてできることとなったことにより、令和2年度から令和3年度にかけて、山陰言語聴覚士協会への委託によって支援者の養成を行いまして、合計で20名の方を支援者として養成しました。令和3年9月からは、支援者の方を失語症当事者の会、だんだんトークの会と言いますけれども、その定例会に意思疎通支援ボランティアとしての

団体向け派遣を開始しました。そして、令和4年度からは個人向け派遣の実施に向かう方向とし、山陰言語聴覚士協会との協議を重ねながら、派遣のコーディネートをを行う拠点探しを継続して行いました。その中で、部屋が空いておりました松江テルサ別館2階の一室に、松江市失語症者支援センターを開設する事に至ったものでございます。

続いて2つ目に、松江市失語症者支援センターの内容でございます。場所は松江テルサ別館2階であり、開設は月、木、金、土、日の9時から17時まででございます。委託先は山陰言語聴覚士協会さんであり、そこに所属する言語聴覚士の方が輪番で駐在していただいております。

業務内容としましては、1つ目が失語症者向け意思疎通支援者派遣事業でございます。外出時の意思疎通に関する相談や、失語症に関する一般的な相談も受け付けております。続いて、団体向けと個人向けの支援者派遣の手続窓口と、派遣に向けたそのコーディネートを行っております。コーディネーターを一人お願いしてございまして、協会の理事を務める言語聴覚士の門脇センター長が務めております。個人向け派遣の基本的な利用の流れとしては、まず、センターに当事者又はご家族の方が相談して登録をされます。その後、本人と登録されている支援者とのマッチングを行います。それ以降、支援者の派遣を希望する場合は、都度センターに派遣の申請をされ、当日一緒にバスなどで同行したり、現地に集合するなどして必要な支援を行うこととしております。

続いて(2)の失語症者向けサロン開催と支援者の派遣ということで、2か月に1回、松江市主催の形になりますが、失語症者の集いを開催しまして、そこに支援者を派遣して会話を楽しむという交流会を開催しております。回を重ねるごとに、新規の方の参加が少しずつ増えてございまして、こういった場を踏まえて社会参加に繋げることができればと思っております。

続いて(3)の失語症理解促進、啓発ですが、失語症とは何かということで、理解促進のための啓発活動をお願いしております。

以上のような形で、失語症者への支援の枠組みを構築したところであり、全国の自治体でも少しずつですが、失語症者の支援に乗り出している流れが来ております。松江市としましても、このセンターを拠点として、失語症の方が家の中だけではなく、外に出て日常生活を営む、社会参加するための支援を行っていきたいと思っておりますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。また、資料の裏にはセンターのチラシをつけておりますが、市の窓口やホームページを始めとして、あらゆる媒体でセンターについて周知してまいりますので、またご覧いただきたいと思っております。

○京分科会長 ありがとうございます。それでは、松江市失語症者支援センターについて報告いただきましたが、何かご質問などございますでしょうか。

○長澤委員 3点お聞きしたい事があります。1点目は、(2)の失語症者向けサロンについて、2か月に1回ほど開催と記載されていますが、当事者の方の参加人数はどれくらいでしょうか。2点目は、(3)の啓発活動についてですが、市報などに記事を載せられても、やはり見る人とそうでない人がいますが、どういったことをされるのか、啓発の具体的な内容を教えてください。3点目は、失語症という障がい者に対しては特に人権的な観点が必要だと思っておりますが、人権と絡めたような支援策についてお聞きしたいです。

○曾田係長 1点目の質問についてですが、手元に詳細な人数の資料を持ち合わせておりませんが、当事者の参加人数は7人くらいです。言語聴覚士協会に所属するSTさんは病院に勤務しておられたり、病院とのネットワークも持っておりますので、そのつながりで当事者の方に声を掛けられて、新規で参加される方が多いかなと思います。また、チラシを見てセンターに来所され、サロンに参加される方もおられました。

周知、啓発についてですが、失語症という症状は人によって様々であり、感覚としては失語症を知らない方には中々伝わりにくい面があるかと思います。これまで、市報やホームページを通じて失語症について情報発信させていただいておりますが、失語症への理解が十分に浸透しているとは言えず、幅広く理解してもらえるのはまだこれからかなと思っています。どうやったら多くの人に理解していただけるか、取り組みを引き続き考えているところです。

○長澤委員 啓発活動は本人に対するものもありますが、周りを取り巻く人への理解促進が大事であると思います。人権的観点を持ちながら対応するという取り組みが必要だと思います。

○曾田係長 ありがとうございます。おっしゃるとおりですし、失語症以外の障がいに対する人権的観点も必要と思っています。お伺いしたご意見も参考にしながら、取り組みを進めていきたいと思えます。

○京分科会長 ありがとうございます。他に、ご質問がありますでしょうか。

○貝谷委員 支援者の養成を実施しているとの事ですが、次回開催の時が良いので、支援者の養成プログラム資料をいただけますでしょうか。

○曾田係長 厚労省が失語症者支援者の養成カリキュラムを作っていますので、参考として提供いたします。

○京分科会長 よろしく申し上げます。他にありますか。

○武田委員 失語症者の集いは、ご本人だけの参加でしょうか。ご家族も参加していますでしょうか。

○曾田係長 家族の方もご参加いただいております。

○武田委員 失語症理解の面でも、家族の方も一緒に参加されるのは良いことだと思います。

#### 【(4) 日中サービス支援型グループホームの実施状況及び分科会における評価について】

○京分科会長 ありがとうございます。次に、(4) 日中サービス支援型グループホームの実施状況及び分科会における評価について、事務局より申し上げます。

○山本審査リーダー 障がい者福祉課の山本でございます。私から、日中サービス支援型グループホームの実施状況及び評価・助言について、ご説明します。

まず、あらためてですが、日中サービス支援型グループホームについては、平成 30 年 4 月の障がい者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助、グループホームの新たな類型として、昼、夜を通じて、日常生活の援助や介護を受けられるサービスとして創設されました。重度化、高齢化に対応するための新たなサービスであり、対象者も重度、高齢化のため、日によっては日中活動サービスの利用が難しい障がい者の方で、障がい支援区分の制限はありません。また、短期入所の併設が必須で、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場ともなっています。今後は、地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を果たすことが期待されています。

この日中サービス支援型のグループホームは、現在、島根県内では、松江市内の 1 か所のみで、令和 4 年 4 月 1 日に NPO 法人こだまさんが開設し運営されています。日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスをすることが求められており、また、サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会において、定期的に、年 1 回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を 聴く機会を設けなければならないとされており、

松江市の流れとしては、6 月 13 日に開催された地域移行・定着・包括ケア連携会議において、日中サービス支援型グループホームの評価、助言（案）の取りまとめをしておりますので、本日の障がい者福祉専門分科会で最終的に諮り、事業者への評価・助言とさせていただきたいと思っております。

令和 4 年度の運営状況を簡単に説明します。入居者の内訳は、身体障がい者で区分 6 の利用者さんが 4 名、知的障がいの区分 6 と 5 の利用者がそれぞれ 3 名入所されています。このような入居者内訳は、重度障がい者への支援が可能である、日中サービス支援型グループホームならではの状況です。また、日中のサービス提供状況ですが、現在は、基本的には、利用者の方は、通所の生活介護を利用されており、日中をグループホーム内で過ごすケースはほぼないようですが、日中をグループホームで過ごす際は、利用者さんの希望を聞きつつ、支援員の方と会話を楽しんだり、音楽鑑賞をしたり、体調が良ければ散歩したり日中も過ごせる体制づくりはされています。

昨年度の開所時に、事業者に求めた事項は 2 点あり、1 つ目が、レスパイト利用に偏った受入にならないようにし、日中サービス支援型の創設趣旨である、地域で生活する障がい者の緊急一時的な短期入所の受入を積極的に行うこと。2 つ目が、地域に開かれたサービスの提供及び質の確保を図る観点から、地域住民等との連携を図り、地域の一員として関わりを持つ等し、地域交流に努めることの 2 点でした。1 点目の、緊急・一時的な支援については、昨年度は 1 件、緊急受入をされています。また、短期入所の利用率は 50%であり、年度末週末の稼働率は 100%に近づいています。2 点目の地域交流に努めることについては、昨年度はコロナ禍でもあり、地域交流はなかなか難しい状況がありましたが、開所当初から家族の出入りは自由とされており、ご自身の家族や他の利用者さんのご家族と交流する機会は随所にあったようです。

資料 2 ページ目になりますが、このような運営状況を踏まえ、この度の評価案について、地域移行・定着・包括ケア連携会議で取りまとめさせていただきました内容は、次の 2 項目となっています。1 つ目が、日中サービス支援型の創設趣旨である、障がい支援区分 5 及び 6 の重度の

利用者のみの受入をしている点は評価できる。地域で生活する障がい者の緊急一時的な短期入所の受け入れを積極的に行い、レスパイト利用に偏った受け入れにならないようにすること。2つ目が、コロナ禍で関係者以外の出入りが困難な状況下ではあったが、家族と利用者の交流を大切にできた点は評価できる。今後は、地域に開かれたサービスの提供に努め、入居者が充実した地域生活を送ることができるよう、地域住民との連携を図り、地域の一員として関わりを持つ等し、地域交流を深めること。以上2項目です。本日はこの案について何かご意見等あれば頂き、最終的には評価、助言(案)について、お諮り頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○京分科会長 ご説明ありがとうございました。それでは日中サービス支援型グループホームの実施状況と評価、助言(案)について報告いただきましたが、何かご質問などございますでしょうか。

私から質問よろしいでしょうか。今後、松江市内で日中サービス支援型のグループホームは増える可能性はあるのでしょうか。

○山本審査リーダー 問い合わせは年に何件かありますが、実際に創設する所までには至っておりません。なお、問い合わせは県外の業者さんからもいただいております。

○京分科会長 ありがとうございます。創設に至るまでは難しいところもあるかと思いますが、今後このような事業所が増えると良いと思います。

○武田委員 県内では初めてとの事ですが、鳥取県にはいくつかあります。市の方は、そちらへ見学に行かれたことはありますか。

○山本審査リーダー 見学には行っておりません。

○武田委員 資料だけでは、分かることと分からないことがあると思います。私たちの会では、8月に米子市の日中サービス支援型グループホームへ見学に行く予定ですので、状況を聞いたり比較を試みようと思っています。

#### 【(5) 地域生活支援拠点の検討について】

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。次に、(5) 地域生活支援拠点整備の検討について、事務局より説明をお願いします。

○曾田係長 私の方から、地域生活支援拠点整備の検討についてご報告いたします。ここでの報告は、端的に言いますと地域生活支援拠点整備への検討を松江市で始めますということのご報告でございます。地域生活支援拠点については、ご存じの方もおられれば、初めて聞かれる方もいらっしゃると思いますので、まず地域生活支援拠点とは何かというところからお話いたします。

それでは、資料5の上からまいります。国がいうところの基本的な内容からお話します。まず地域生活支援拠点とは、下線部、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、

入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活で生じる障がい者や家族の緊急事態へ対応を図る体制のことでございまして、目の前の目的としては、1つ目に、緊急時の迅速、確実な相談支援の実施、短期入所等の活用で、地域における安心感を得られる機能を備える。2つ目に、体験の機会の提供を通じ、施設や親元からグループホーム、1人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援の体制を整備することで、障がい者等の地域での生活を支援、とされています。主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ、対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」とされています。このような機能を備えた体制が、地域生活支援拠点とされています。

この地域生活支援拠点ですが、もともと国の考えとしては、障がい福祉計画策定に係る指針で平成29年度末までに自治体に1つは整備することとされていましたが、全国的になかなか整備が進まず、先日までは国の障がい福祉計画策定に係る指針で令和5年度末までに策定することとされておりまして、先般示された新しい指針では、令和8年度末までに構築するという事にまで期間を延ばされており、構築のリミットは後にずれてきている現状があります。この地域生活支援拠点の設置ですが、これまで特に法的根拠はありませんでしたが、令和4年度に障がい者総合支援法が改正されまして、令和6年4月に移行、地域生活支援拠点の整備は努力義務であると規定されまして、これまでの極力作ってくださいという位置付けから、設置について努力するものに代わりまして、法で正式に規定されています。また、市の第6期障がい者福祉計画は今年度が最終年度ですが、その計画では地域生活支援拠点を整備することとしておりますので、整備に向けて動く必要はあるものと考えております。資料の中で、全国の整備状況を記載しておりますが、R4年4月の段階で約6割の自治体が整備しておりますが、一方、形式的な整備に留まっていて必要な機能が整備されていないという指摘もあります。

続いて、3の基本的な機能をご覧ください。国が示す、基本的な機能を列記しています。まず、相談ですが、基幹相談支援センター、委託相談支援などを活用してコーディネーターを配置し、緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握、登録し、連絡体制を確保して、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う機能となります。続いて、緊急時の受入です。国の言いますところの5つの機能の中で、一番重要視されているのがこの機能です。これは短期入所、ショートステイを活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や本人の状態変化などの緊急時受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能となります。続いて、体験の機会・場です。これは、長期的に入院、入所している方を地域生活に移行させることや、親元からの自立等に当たって、共同生活援助、グループホームなどを活用し、一人暮らしや日中活動の体験の機会・場を提供する機能です。続いて、専門的な人材の確保、養成です。これは、医療的ケアが必要な方、行動障がいの方、重度化した方に対し、専門的な対応ができる体制、人材の養成を行う機能です。続いて、地域の体制づくりです。これは、地域生活支援拠点を維持していくにあたって、地域の社会資源の連携体制を構築することです。以上が5つの機能となりまして、一番下に記載しておりますが、国としては基本的には5つの機能全てを備えるとされている一方で、地域の実情を踏まえて、必要な機能は市町村で判断とありますので、松江市にとって必要な機能を検討して備えるということとなります。既に拠点を設置している自治体とみますと、機能を絞って整備しているようにお見受けしています。

次に、裏面をご覧ください。この地域生活支援拠点には2つのタイプがありまして、1つ目が多機能拠点整備型と言われています。先ほどの機能を1つの施設に集約したのが、この機能となります。2つ目が面的整備型です。これは先ほどの機能を、地域にある福祉の関連機関で分担する方法です。全国的にはこの面的整備型がほとんどでして、多くの法人が数多くの事業所を抱える松江の場合もこの方向かなと考えています。

続いて、5の拠点等の整備完了の判断です。基本的な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により市町村が総合的に判断し、例えば自立支援協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられる、とされています。

続いて、6の事業所の届出です。拠点を整えた後に、機能に関係する事業所は、地域生活支援拠点の機能を実施できる事業所として指定の届け出が可能であり、拠点等の資するサービスを提供した場合、加算の対象となります。例示でいくつかの加算等を記載しておりますが、様々な加算がございます。

続いて、7の市の拠点等に対応した現状でございます。まず、相談の部分でございますが、既に基幹相談支援センター絆を設置し、仕様書においては役割の一部として、地域移行や緊急受入のコーディネートの役割を記載しておりますので、拠点のコーディネーターとして想定しています。また、市内相談支援事業所18か所に相談支援を委託しており、絆と連携しながら、緊急案件への対応を可能とする素地はできていると考えています。続いて、緊急時の受け入れです。緊急受入を前提とした日中サービス支援型グループホームを1か所設置していますが、緊急受入に関する具体的な取り決めは行っていません。ただ現状としては、いくつかの施設が緊急受入に随時対応してもらっている現状です。体験の機会・場でございます。令和3年度は、市内の民間事業所の空き部屋を体験の場として用意した実績がありますが、利用は1人に留まりました。続いて、専門的な人材の確保、養成です。絆において、相談支援専門員等に対する研修会、事例検討会を開催しており、テーマを変えながら、障がい福祉に資する取組を行っています。続いて、地域の体制づくりです。基幹相談支援センター絆は、相談支援事業所の体制強化でしっかりと頑張っており、地域の各種支援機関の連携体制づくりも進めます。また、障がい者福祉専門分科会では、各分野の代表に参加いただいております。大卒な連携体制はあると考えております。

以上が、地域生活支援拠点とそれに対応した市の現状でございますが、市としましても、障がい者福祉計画に基づき、拠点等の整備を行うこととしていますが、現状まだできておりませんので、絆等と連携して検討体制を構築し、具体的な検討を進めるべき状況がきていると考えています。したがって、検討体制をつくる必要がありますが、中核となる会議体は、地域移行、地域定着の取組等を検討する地域移行・定着・包括ケア連携会議であると考えています。各分野から15名のメンバーがおられますので、素案を提示してご意見をいただき、成案をつくる考えです。素案作成は市と絆の他、障がい福祉の現場で経験、見識がある人などでコアメンバーを作って素案検討したいと思っておりますし、適宜、連携会議や分科会での意見を得て、最終的には分科会で承認を求めたいと考えています。

裏面に今後のスケジュールを記載しております。全般的には年度末までに整備を行いたいと考えています。ニーズを把握し、また関係事業所等からの意見を踏まえ、真に必要な機能から優先的に整備することが重要と考えます。と言いながら、整理すべきことが多かったり、議論が長引けば、もう少しお時間をいただくということもあり得るとは考えておりますが、まずはスモールスタ



ートを切って、毎年の見直しの中で少しずつ充実させていくという考えで、整備に向けて意見を交していきたいと思います。以上の流れで、地域生活支援拠点について検討を進めたいと考えております。長くなりましたが、よろしく申し上げます。

○京分科会長 ありがとうございました。それでは、地域生活支援拠点について報告いただきましたが、何かご質問などございますでしょうか。

加藤委員は相談支援の立場として、地域生活支援拠点での相談や緊急時の受け入れ等について、整備すべきことや課題がありますでしょうか。

○加藤委員 日々、相談業務に携わっていますが、例えば緊急時に登録をしていなかった場合や、いつそういうことがやってくるのか分からないところがあります。相談支援専門員として、日頃からアンテナを張りながら、家庭の状況や周囲の状況をしっかり把握しておかないと対応が難しいなと思いました。

○京分科会長 ありがとうございました。あらかじめ登録しておかなければならないという話で、緊急時の受入れ先の事業所と、緊急時に受入れが必要な人それぞれが契約、登録しておかないと、対応が難しいという事でしょうか。

○加藤委員 認識を確認しておきたいので、あらかじめ登録が必要かどうか、松江市さん教えていただけますでしょうか。

○曾田係長 拠点整備の検討はこれからという事を前置きにさせていただいた上での回答になりますが、国からの通知等には「緊急時の受入れは事前に登録」との文言がありますのと、他市の例を見ても事前登録をとっているものが多く見受けられます。ただ、登録していない方が緊急で何かあった場合、それなりの対応が必要ですが、登録していないから受入れられないという方向にはしない様にと考えているところです。

○京分科会長 ありがとうございます。安部委員、何かご意見ありますでしょうか。

○安部委員 家族の立場からですが、本人も家族も、何かあれば一番最初に相談するのは相談支援専門員さんです。をお願いするしかないのが実情です。そのため、人材の確保や養成は大切だと思います。短期入所の場合だと、介護の場合は後付けというのがありますか。

○森脇委員 松江地域介護支援専門員協会の森脇と申します。高齢者の短期入所は、介護保険の契約制度になりますので事前契約になりますが、緊急時の場合、高齢者も含めて福祉の面ではあると思います。緊急時の際にはケアマネージャーとして相談を受ける事、緊急での対応をとる事がありますが、それぞれの事業所が個々のケアマネージャーの困りごとの意見を吸い上げて、緊急時にどういう風に松江市と連携するかの対応を考えていかないといけません。災害だったり、コロナ禍での感

染だったり、BCP も含めてですけれども、それが課題になっていまして、緊急時のその日の受入れ先として、行政とどのように関わっていくかという事は進めているところです。どこか場所があるのかという話ですが、このような拠点ができつつある中での連携という面では、同じ課題だと思っています。

○京分科会長 意見ありがとうございます。高齢になった障がいのある方もそうですし、そのご家族も高齢化しているという事もあるかと思っておりますので、介護保険側からの意見も大事なものかと思っております。一方で、地域移行・定着・包括連携会議では、障がい者福祉部門が主であるため、介護や高齢者福祉の立場の方からのご意見もたくさんお聞きしたいところです。

緊急時の受入れ先を考えると、入所施設の面ではいかがでしょうか。毛利委員、ご意見などありますでしょうか。

○毛利委員 色んな形がありうる故に、松江市が構築しようとしているものの絵が自分の中で完全に浮かんでこないという前提で話をします。どこに着地点を置くのかはこれからだとは思いますが、施設側としては、日々の業務の中ですでにやっている事が多く含まれている事を皆さんに知っておいてほしいと思います。きちんとシステムができて評価される仕組みが作られているという事は、私は大いに評価できることだと思います。そして、これを元に一定のルール作りをしていくわけですが、例えば施設運営者、経営者側に対して、強制力という言葉はおかしいかもしれないですけれども、従ってほしいという決まりはできてくる事が予想されます。一施設長の立場としては歓迎しますが、他の多くの施設長から歓迎されるかどうかは、難しい問題だと思います。と言いますが、現状での緊急時の受入れにおいて、他の施設で断られた方で、もうここしかないんですと言われて当施設に来られたケースがここ数年で多数ありました。実情としてはそういうことがあり、歯がゆい思いをしつつ経験しました。一方で、同じ障がい者支援施設ですといっても、その施設の色、性質というものもあり様々です。重度の障がい者を受け入れている施設、活発に活動ができる方の多い施設、発達障がいや精神障がいに特化している施設など、施設の特性は色々あります。そのため、相当議論を深めていかないと、着地点は見出せないと思います。と言っても見出す作業をしていく必要があるわけですが、利害関係でぶつかり合うことということだけではなく、お互いに福祉に関わる者として使命感を持って進めていく必要があると思います。押しつけ合うのではなく、それぞれの施設の色というものを重視した上で、良い着地点を見出せたら良いと思います。

#### 【(6) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について】

○京分科会長 ありがとうございます。現場の声は非常に大事だと思います。それぞれが協力して理解できるよう、進めていただきたいと思っております。

次に、(6)の第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

○曾田係長 続いて私の方から、障がい福祉計画、障がい児福祉計画についてお話をいたします。

まず、資料6-①をご覧ください。障がい者福祉計画などの計画は、障がい者施策の推進ために、法律に基づいて自治体に策定が義務付けられておりまして、全国の市町村が障がい福祉に関する計画を策定しております。まず、表の左側に当たりますが、障がい者基本法に基づく市町村障がい者計画で、本市では松江市障がい者基本計画に当たります。市町村における障がい者施策に関する基本的な計画でありまして、松江市では令和3年から令和8年までの6年間を計画期間として設定し、策定しております。その基本計画の下部計画に位置付けられているのが、真ん中に記載している、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉計画と、右の児童福祉法に基づく、障がい児福祉計画になりまして、その両方の次期計画を今回策定するものでございます。それぞれ、3年の期間を標準としていまして、事業の円滑な実施に関する計画と規定されておりまして、6年間の障がい者基本計画に対して、3年きざみの実施計画と言えます。一番下の表をご覧くださいと、令和6年度からは第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画とありますが、今年度は令和6年度からの3年間の計画を策定する時期にあたっております。全国的にも同様の状況ですが、市としましても計画策定を行っていきたいと考えております。

めくっていただきますと、資料6-②、国の基本指針の概要ということで資料を作成しています。障がい福祉計画の策定にあたっては、事前に国が策定に向けての指針を提示しておりまして、市町村が取り組むべきポイントや、各種目標値を示しております。この指針につきましては、先般5月末に示されましたので、その概要をお話いたします。

まず、指針に記載のある取り組むべき主なポイントです。項目としては、基本的には3年前の指針と概ね同じ項目ではございますが、内容によっては取り組み内容が強化されています。概要をお話しします。まず、①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援です。いわゆる地域移行、地域定着の取組であります。親なき後も地域で生活し続けるための地域生活支援拠点についてはこれまでも指針にありましたが、令和8年度末までに整備すること、またニーズに応じて拡充することとされています。

続いて、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。これは、長期入院や長期入所の精神障がいがある方が地域移行・定着をするために地域で精神障がいの方を包括的に支える体制のことで、これまでも指針に掲載はあったものとなります。さらに、令和4年に精神保健福祉法が改正され、例えば地域移行促進や相談支援の対象などの改正がなされています。そういうことも織り交ぜながら、保健・医療・福祉が連携して支援の基盤整備を行うことが強調され、地域移行の目標値などを設定しています。

続いて、③福祉施設から一般就労への移行等です。福祉就労から一般就労への移行を促進するため、関連する目標値の設定が追加されています。

続いて、④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築において、児童発達支援センターの機能強化、地域の体制整備が示されています。児童発達支援センターは、児童発達支援や地域の相談、助言などを行う中核機関として、市内に3か所ございます。今回指針では中核機能を一層果たすように、地域の障がい児発達支援の相談機能や、障がい児の地域社会への参加、インクルージョンを推進するための、保育所等への指導助言について、より強調されております。

続いて、⑤発達障がい者等支援の一層の充実でございます。これまでの指針でも、発達障がいのある方の保護者へのペアレントトレーニング等支援の確保がうたわれていましたが、そこに加え

て、ペアレントトレーニングの実施者を地域で養成することが重要という表現が加わっておりますので、留意が必要と考えています。

続いて、⑥地域における相談支援体制の充実強化でございます。障がい者総合支援法改正によりまして、令和6年4月から基幹相談支援センターの設置は努力義務化されることとなっております。ただし、松江市では既に設置しておりますので、その点は割愛しまして、同じく法改正で、協議会活性のための守秘義務、情報提供の努力義務が規定されました。これは協議会で、課題等によっては個人情報を含めた個別ケースを出して、そういう検討を通じて地域の支援体制整備に着実に取り組んでほしいという趣旨でして、その点、指針でも協調されていますので、ここに取り上げたところですよ。

続いて、⑦障がい者等に対する虐待の防止でございます。障がい者虐待については、各事業所の虐待防止措置が強調されているほか、学校、保育所等、医療機関における障がい者虐待の防止も含む取組を行うためには、これら分野の研修受講促しが必要であること、また市町村が虐待通報を受けた際には、初動対応の方針決定や虐待認定の判断に管理職が参加し、組織的対応が必要ということが強調されています。

続いて、⑧地域共生社会の実現に向けた取組です。ここでは、地域福祉を包括的に推進する地域福祉計画の他、障がい、子育てといった個別分野の支援だけでは対応しきれない複合的な問題を抱えている方や世帯を支援する、重層的支援体制整備事業と連携しての支援をするという内容です。他の計画、体制との整合や連携は当然のことと思っておりますがそのような記載があります。

続いて、⑨障がい福祉人材の確保・定着ですが、人材の確保・定着のために、現場におけるハラスメント対策や、ICT導入による事務負担の軽減の取組が追記されています。

続いて、⑩情報の取得利用・意思疎通の推進でございます。ここでは、令和4年度に成立した障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい特性に配慮した意思疎通支援や、支援者の養成を行うべきということが記載されています。

最後に、⑪難病患者等への支援でございます。これまで、難病患者への支援体制は指針にありましたが、難病のほか、強度行動障がい、高次脳機能障がいも含め、支援のニーズの把握とともに、地域における課題整理や専門的人材の育成等を行い、関係機関が連携しながら支援体制の整備が必要とありますので、検討が必要であると考えています。

続いて裏面にまいりまして、指針で示されている具体的な目標を一覧にしております。具体的な目標値や達成すべき内容に対して、項目をクリアできるように、サービスの見込みや、必要に応じて支援体制の検討を行っていくこととなります。いくつか新規の項目がありますので、お話しいたします。左に番号を振っております、3と書いてあるところの2番目です。強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズに基づく支援体制の整備ということで、令和8年度までに支援体制を構築することが新たに設定されました。

続いて4の下、就労移行支援事業所から一般就労への移行率については、就労移行率が5割以上の事業所が全体の5割以上、という項目も新規です。表の一番下、7の障がい福祉サービスの質向上のうち、2番目の県による相談支援専門員及びサービス管理責任者等への研修の実施回数、修了者の見込みも新規で設定されています。市町村に関する目標設定の説明については、以上とさせていただきます。

続いて、資料6-③、計画の構成でございます。ここでは、次期計画の構成案を記載しています。基本的には、前期計画と同じ構成で考えておきまして、一番上の第1編は、計画策定にあたってということで、計画の基本的な事項、市の各種数値の現況を記載したいと考えております。

第2編は、松江市障がい者基本計画の部分でございます。令和3年度から令和8年度までの計画として既に策定済みですので、原則変更しない考えです。

続いて、第3編が今回主に策定ということで、新たに記載していく箇所になりまして、数値目標の設定、各事業給付等見込、前期計画の総括、また計画中の取組について記載したいと思います。この第3編が、主に皆様にご意見を頂戴したい箇所になると考えております。

続いて、第4編は条例等の参考資料を掲載します。以上の構成で素案を作っていくと考えております。

最後にめくっていただきまして、スケジュールを記載しております。大まかで恐縮ですが、分科会は合計4回を予定しており、今回の第2回では、市で素案をつくり、皆様に提示させていただきたいと思っております。第2回を踏まえた案をもって、障がいの当事者団体を想定しておりますが、ヒアリングや意見交換をさせていただきます。その結果を踏まえて、11月、又は12月に開催する分科会で改めてご意見をいただき、それをベースにパブリックコメントを行います。そのご意見を踏まえて、年度末に第4回を開催し、最終のご意見をいただいて、市長の決裁を経まして計画策定ということとしたい考えです。長くなりましたが、以上の予定で行いたいと考えております。よろしくお願い致します。

○京分科会長 ありがとうございます。障がい者福祉計画について説明をいただきましたが、何かご質問などございますでしょうか。

確認ですが、就労選択支援が今回計画に盛り込まれていませんので、就労支援移行のみになっていますが、今回新しいサービス等については視野に入れていないのでしょうか。

○曾田係長 今回の指針の中では明確に定義されていないと思いますが、入れ込める場合はどこかで入れ込んでいこうと思っております。

○長澤委員 6-②の⑧地域共生社会の実現に向けた取組について、各公民館で第6次地域福祉計画の策定に携わっておりまして、自分の所属する公民館においても障がいに関することを盛り込みたいと思いますが、市の方でも福祉計画との連携をとって取り組んでいただきたいです。

○曾田係長 各所と連携をとりながら進めたいと思っております。

## 【(7) その他】

○京分科会長 他に何かありますか。タイトなスケジュールでの策定となりますが、よろしくお願い致します。ご質問が他にないので、次に移ります。

それでは続いて(7) その他ですが、事務局より何かありますか

○曾田係長 この場をお借りして、一点報告いたします。全国的に、手話言語条例を制定される自治体が増えておりますが、松江市においても制定作業に取り掛かからせていただきますということを報告します。全国的にもそうですが、これまでにろうあ団体が、手話言語条例を制定してほしいとの取り組みを行っておられました。手話言語条例の一般論としては、手話というものが独自の文法を持つ言語であることであり、そういう認識のもと、手話に対する理解を広げるといった基本的な理念を定めて、市や市民、事業者の役割を整理して、手話の理解に向けた基本的な施策の推進を定めていく条例となります。手話を必要とする方の権利を尊重して互いに支え合い、共生社会を実現するという目的の条例でありますけれども、全国でも3割を超える自治体が条例の制定を進めてきているところです。また、コミュニケーション条例といあわせて制定する自治体もありますが、この件については、条例制定を要望されている聴覚障がい協会と意見交換しながら作業を進めていこうと思います。そのような作業をスタートしましたという報告でございます。また、この分会会の場でも素案等を示した上で、皆さんからのご意見等を伺う機会も設けたいと思いますので、その際にご協力をお願いします。

○京分科会長 ありがとうございます。その他ということで、皆様の方から何かございますか。せっかくですので、各団体で出ているご意見などもお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

○武田委員 地域生活支援拠点整備にやっと取り組んでいただけるという事で、嬉しく思います。全国の方々と話していると、取り組んでいるところとそうでないところがあります。また、スタートしてきちんと取り組んでいる所は、自立支援協議会が地域の状況を洗い出して把握している所が、上手に機能していると感じます。自分たちが発言しなかったのが悪かったかどうか分かりませんが、昨年度はほとんど開催されなかったり、市主導であったり、市がどう思っているのか分からない内容がありましたが、いかがでしょうか。

○京分科会長 昨年は開催されなかった会議があるがその理由は何かという事と、市主導で会議がされているのではないかという事でよろしいでしょうか。質問の回答をお願いします。

○有間課長 障がい者福祉課の有間でございます。昨年度、開催しなかった会議があるという件につきましては、言い訳になりますが、コロナの感染が市内でかなり広がって、本庁に勤務する職員が保健所への応援としてかなりの数派遣されている状況でした。障がい者福祉課の職員も毎日、応援ということで派遣業務に当たりまして、通常業務がかなり遅れてしまい、派遣が落ち着いた下期は、遅れていた通常業務を取り戻すので精一杯の状況でした。そういった理由もありまして、このような政策的な部分の取り組みが遅れましたことについては、この場でお詫び申し上げます。それと、市主導ではないかというところの部分ですが、市から議題を出ささせていただく事により、そのようにお感じになることもあるかと思いますが、委員の皆様からのご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。引き続き、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○京分科会長 この場では、皆さんの忌憚のないご意見をいただくことが大事かなと思います。皆さん自身の意見もありますし、皆さんは各団体の代表でもありますので、色々な立場からご意見をいただく事は大切だと思います。また、次回以降でもご意見をいただきたいと思います。

それと、質問を投げ掛けておりませんでした。平崎委員のところでも取り組まれていた、就労選択支援に至るまでの経緯や研究の内容、成果等、また折を見てどこかで共有させていただければと思います。

他にご質問等ございますでしょうか。ないようですので、これにて審議を終えたいと思います。皆様、ありがとうございました。議事が終了しましたので、進行を事務局へ戻します。

○有間課長 本日は長時間にわたりまして、ご審議をいただきありがとうございました。また様々なご意見をいただきありがとうございました。京分科会長には、円滑な議事進行をしていただき誠にありがとうございました。最後に、部長からご挨拶を申し上げます。

○松原部長 健康福祉部長の松原でございます。本日はお忙しい中、またお疲れのところ、今年度第1回目の分科会にご出席をいただき、ありがとうございました。また、議題が多かったというところもありまして、長時間となり時間も遅くなりましたが、沢山のご意見をいただきました。いただいたご意見は、今後の施策に活かしてまいりたいと思います。

先ほどご説明させていただきました通り、本年度は計画の策定が大きな部分になるかと思えます。今年度はあと3回程度、この分科会を開催する予定としておりますので、皆様方のご協力を引き続きお願いいたします。本日は貴重なお時間をいただき、大変ありがとうございました。

## 【閉会】

○有間課長 なお、次回の分科会日程については、9月を予定しております。開催時期について若干の前後はあるかもしれませんが、別途ご案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を終了させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。